

かつらぎ町地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル 質問書回答

質問		回答
該当文書名 (ページ番号)	質問事項	
(２) 地域公共交通の現状整理 (仕様書 P.1)	5 (２) 各公共交通のデータについて、既にかつらぎ町側で保有されているデータはご提供可能でしょうか。またその場合はこういった形式のデータ (PDF、Word、紙など) になりますでしょうか。	提供可能です。 データにより形式は異なります。
(４) 移動実態とニーズ把握、分析等 (仕様書P.2)	5 (４) 町民へのアンケート調査等を実施する場合、その配布回収は基町の町会・自治会等のネットワークを活用させて頂く (町会・自治会等を通じた配布回収を実施する) ことは可能でしょうか。また郵送で実施する場合は送付先リストの抽出にご協力いただくことは可能でしょうか。	配布回収を町会・自治会等に委任することは不可です。 送付先リストの抽出は協力させていただきます。
(４) 移動実態とニーズ把握、分析等 (仕様書P.2)	5 (４) 関係者ヒアリング等を企画実施する場合、初動でのご紹介等をご依頼することは可能でしょうか。	可能です。
実施要領 (３)	7 (１) ②見積書 1 部と記載がありますが、一方で様式 3 企画提案書表紙には「紙：正本 1 部及び副本 8 部」の提出物に含まれています。 提出物は (１) 参加申込書 (様式 1) 正本 1 部 (２) 見積書 正本 1 部 (３) 企画提案書表紙 (様式 3) 正本 1 部、副本 8 部 (４) 企画提案書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (５) 業務実施体制調書 (様式 4) 正本 1 部、副本 8 部 (６) 提案仕様書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (７) 履歴事項全部証明書 (写し) 1部 (８) 納税証明書 1部 となるでしょうか？ それとも (１) 参加申込書 (様式 1) 正本 1 部 (２) 企画提案書表紙 (様式 3) 正本 1 部、副本 8 部 (３) 企画提案書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (４) 業務実施体制調書 (様式 4) 正本 1 部、副本 8 部 (５) 見積書 正本 1 部、副本 8 部 (６) 提案仕様書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (７) 履歴事項全部証明書 (写し) 1部 (８) 納税証明書 1部 となりますでしょうか？ご教示ください。	後者、 (１) 参加申込書 (様式 1) 正本 1 部 (２) 企画提案書表紙 (様式 3) 正本 1 部、副本 8 部 (３) 企画提案書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (４) 業務実施体制調書 (様式 4) 正本 1 部、副本 8 部 (５) 見積書 正本 1 部、副本 8 部 (６) 提案仕様書 (任意様式) 正本 1 部、副本 8 部 (７) 履歴事項全部証明書 (写し) 1部 (８) 納税証明書 1部 をご提出ください。
実施要領 (３)	7 (１) ③「企画提案書には以下の内容を記載すること」とあり、その内容に企画提案書表紙 (様式3)、業務実施体制調書 (様式4) が含まれているが、これらは別添として提出してもよろしいでしょうか	提出は、 ①企画提案書表紙 (様式 3) ②企画提案書※任意様式 ・会社概要 ※パンフレット等の別添可 ・他の地域公共交通計画策定支援の実績 (ある場合は記載) ・業務実施方針、実施内容、実施手法等 ・業務スケジュール ・その他各業務に関する課題・提案等 ③業務実施体制調書 (様式 4) (予定担当者 (総括責任者、主要担当者等) の氏名・所属・業務実績・経験年数等を記載) となります。そのため、②企画提案書は別添となります。
実施要領 (３)	7 (１) ③企画提案書の記載事項について。 記載事項が網羅されており、それらが分かるようになっていればその順番は問わないでしょうか？ 例えば①業務実施方針、実施内容、実施手法等の前に業務スケジュールを提示する、②業務実施方針の後に業務スケジュールを入れ、実施内容、実施手法等の順番にする、といった形で作成する方法は可でしょうか？	順番の変更は不可です。
実施要領 (３)	7 (１) ④その他の書類で提出する納税証明書について。当社は【法人の場合】に該当しますが、国税はその 3 の 3 の添付でよろしいでしょうか？また、県税及び市町村税については提出日より 3 か月以内の日付の写しの提出で良いでしょうか？	国税はその 3 の 3 をご提出ください。 提出日より 3 か月以内の日付の原本をご提出ください。
実施要領 (４)	8 (２) 提案説明をする「実際に本業務に携わる主担当者」とは、連絡窓口等を担当する業務主担当者であり、必ずしも様式 4 に記載した総括責任者とは一致するものではない、という理解で良いでしょうか？	その理解で問題ありません。
実施要領 (４)	8 (３) ⑥プレゼンテーションでお借りしたい必要物の申し出は何日までにお知らせしたらよいでしょうか？	パソコン、プロジェクター、スクリーンは予め用意しております。 他の物品が必要な場合は 6 月 6 日 (金) 1 7 : 0 0 までにメールでお申し出ください。
様式 3 (1)	様式 3 企画提案書表紙に「No.5 提案仕様書」という任意様式の提出物が記載されていますが、この内容は実施要領 7 (１) のどれに該当しますでしょうか？また、実施要領への記載がない場合、現在提示されている仕様書の内容を、提案内容に合わせて修正したものを作成するという理解で良いでしょうか？	実施要領には記載がありません。 現在提示の仕様書の要件を満たしつつ、提案内容に合わせて修正したものを提出してください。

実施要領 （３）	7（１）③企画提案書の記載事項について。 副本を作成するルールはありますか。「印刷した正本に会社名等を上から黒塗りして提出」もしくは、「副本用のデータ上で会社名等そのものを削除して提出」のどちらかご指定があればご教示ください。	黒塗りの必要はありません。 なお、個人情報等の部分については黒塗りしていただいても問題ありません。
仕様書 （１）	2. 目的 貴町として、今回の地域公共計画策定で実現したいこと、または、注力したい領域・ポイントなどがあれば具体的にご共有いただけますと幸いです。	基本的には目的に記載の内容が全てです。 業務内容に記載のとおり、現状分析をしていただいた上で計画を策定していただくため、ご質問の内容は業務開始後に方向性が決定するものと考えます。 なお、委託者は町ではなく協議会であることにご留意ください。
仕様書 （１）	5. （２）地域公共交通の現状整理 本業務を実施するにあたって、サービス利用実績を取得したり、ヒアリングを実施したりする際、対象となる事業者について、貴町から紹介いただくことは可能でしょうか。	可能です。 なお、委託者は町ではなく協議会であることにご留意ください。
仕様書 （１）	5. （２）地域公共交通の現状整理 ヒアリング対象となる事業者は、仕様書に記載の交通事業者 6 社全てであるという理解でお間違いないでしょうか。	交通事業者としては 5 社あり、全てがヒアリング対象となります。
仕様書 （１）	5. （２）地域公共交通の現状整理 事業者へのヒアリングの実施方法について、ご指定があればご教示ください。（例：ヒアリング調査票の配布・回収、現地の事業所でのヒアリングの実施、オンラインでのヒアリングの実施）	事業者の意向に沿ってください。基本的には現地の事業所でのヒアリングが好ましいと考えます。
仕様書 （２）	5. （４）移動実態とニーズ把握、分析等 アンケート調査で想定されている対象人数（規模）がございましたら、ご教示ください。	アンケートの実施方法によって異なると考えますので、その内容も含めてご提案ください。
仕様書 （２）	5. （４）移動実態とニーズ把握、分析等 アンケート調査の実施方法について、想定されているものがあればご教示ください。（例：郵送のみ、WEB フォームのみ、郵送と WEB フォームの併用など）	アンケートの実施方法によって異なると考えますので、その内容も含めてご提案ください。
仕様書 （２）	5. （４）移動実態とニーズ把握、分析等 アンケート調査に関して、アンケートの設計・回収結果の分析は受託者が行い、郵送手配および郵送に係る費用負担は委託者側で行う認識でお間違いないでしょうか。	全て受託者負担となります。
仕様書 （２）	5. （４）移動実態とニーズ把握、分析等 郵送等の手配を受託者で行う場合、アンケート調査にかかる費用（アンケート調査書の印刷費、郵送回収用封筒、アンケート調査書郵送による配布・回収の郵送費用）は本業務の委託費に含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	その認識で間違いありません。
仕様書 （２）	5.（８）計画（案）、報告書の取りまとめ ここで取りまとめる「報告書」とは、「6.成果物の内容」の「③委託業務報告書 1 部」のことを指しているという認識でお間違いないでしょうか。	その認識で間違いありません。
仕様書 （２）	5.（９）①協議会の運営支援（3 回程度／年） かつらぎ町地域公共交通活性化協議会の開催時期について、おおよその実施目安時期が決まっていればご共有ください。	9 月、1 1 月、1 月が目安となります。
仕様書 （２）	5.（９）①協議会の運営支援（3 回程度／年） また、受託者側の参加形態にご指定があればご教示ください。（現地参加が必須、オンライン参加でも可能等）	現地参加必須とします。
仕様書 （１）	5. 業務内容 交通計画策定時に「パブリックコメントや住民説明会の実施により意見を収集し、意見を反映させるための取組を行う必要がある」と理解しておりますが、本契約では以下2点の業務は対象に含まれない認識でお間違いないでしょうか。 ① パブリックコメントの実施 ② パブリックコメントの実施結果の計画案への反映	①については業務に含まれません。 ②については、委託者の指示のもと内容修正の範疇でご対応いただきます。